

ス  
ワ  
ッ  
プ  
取  
引  
と  
課  
税

駒  
宮  
史  
博

(新潟大学法学部助教授)

## スワップ取引と課税

### 一、はじめに

近年のコンピュータと通信手段の発達により、変動為替制度や変動金利の下において不測の損害を被るリスクを回避する手段としての、一般にデリバティブと呼ばれる金融派生商品取引が急速に発展し、現在では、その元本相当額は実物金融取引額をはるかに凌ぐほどに拡大していると言われる。こうした金融派生商品取引は、その取引形態の進化があまりにも急速なため、税務処理基準の決定が常に後追いになることはやむを得ないとしても既存の税務処理方針では対応できない部分が大きくなると、企業の側では税額を事前に予測することが困難になるというリスクを背負うことになる。こうしたリスクは、金融機関等が投資家である顧客に対して金融商品の有利性を説明する際に極めて不利な要因となることから、これを避けるため金融派生商品取引は日本の親会社で行わずに海外の子会社にさせる等の対策を採っている企業もあると聞く。

こうしたことから、わが国においても早急に金融派生商品取引にかかる税務処理方針を確立する必要に迫られており、本論文では、金融派生商品取引の税務上の取扱いを検討する際の視点について述べた後、金融派生商品取引のうち基本的取引の一つであるスワップ取引について具体的な検討を行うこととする。

### 二、金融派生商品取引の税務上の取扱いを考える際の基本的視点

金融派生商品取引についての税務上の取扱いを考える際には、次のような視点から検討すべきであると考えられる。

- (1) 同一の経済的実態を持つ取引について同一の課税が行われているかどうか

租税法の解釈に当たって実質課税の原則をどこまで取り入れるかについては議論があるが、制度面の検討も含めて考える場合には、同一の経済実態に対しては同一の課税がなされるべきことの重要性については異論は無いと考えられる。経済的実質が同一であるにもかかわらず、契約等の法律上の形式を変えることにより課税関係が異なる場合には、それを利用した租税回避<sup>(注2)</sup>が行われる余地が生じ、課税の公平の維持が困難となるからである。

(2) 企業が、恣意的に期間損益を操作できる等、不当に税負担の軽減をはかる余地がないか

企業の期間損益操作については、たとえ期間損益操作により税の支払いを繰り延べても、企業が早晚税を納めることに変りはないのだから、それ程厳密に考えなくてもよいのでは無いかとの考えを時々耳にする。しかしながら、例えば利子率を5%とすれば、今日納付する税金100円は一年後に納付する税金105円と同価値であることを考慮<sup>(注3)</sup>すると、本来は今日納付すべき税金100円を来年まで引き延ばすことにより差し引き5円分だけ税負担を軽減することが可能となる。そして金融取引のように取引金額が大きな場合には率にするとわずかの違いでも、大きな金額の違いとなることに留意する必要がある。

(3) 検証可能かどうか

理論的に優れた税務処理であっても、企業が定められた税務処理に従って適正に所得計算を行っているかどうかを税理士や調査官のような外部の人間が帳簿等により客観的に検証できないような制度では、税制の適正な執行が担保されず、課税の公平を維持することはできない。

(4) 外国の税制と調和のとれたものとなっているか

租税は、本来、国境の枠内の問題であり、外国の租税との調整は、従来、外国税額控除制度に代表される二重課税排除の問題としてとらえられてきた。ところが、昨今のグローバル・トレーディングのようにコンピューター等

を使った複数の金融市場における取引が日々行われるようになると、金融取引に係る各国の税制が大きく異なるとそれに応じた複数の帳簿の維持・管理が必要になる等、企業に過大な事務負担が生じるばかりでなく、税制の違いに乗じた租税回避や解決困難な二重課税問題も生じやすくなる。そのため、国際的な税制の調和についても配慮する必要がある。<sup>(注4)</sup>

注

(1) 金子宏『租税法』〔第四版〕(弘文堂、一九九二)一〇九―一〇P、小松芳明『法人税法概説』〔五訂版〕(有斐閣双書、一九九三)一六一―一七P

(2) ここでいう「租税回避」とは、脱税の意味ではなく、税法の不備を突いて不当に課税を免れる行為を指している。すなわち、税法に反しない範囲でできるだけ課税額の節減を計る節税には、二種類あると考えられる。一つは、税法上、複数の税務処理が認められている場合に、納税者にとって、より有利な、すなわち税額が少なくなるような選択を行う場合である。二つ目は、税法上の不備につけこんで税額の節減を計る行為である。本論文で言う租税回避とは、このうち後者の行為を指している。

こうした意味での「租税回避」は違法ではないが、課税の公平の観点から考えると不当なものであり、早急に税制・税務行政上の手当てが行われるべきものである。

(3) こうした関係は、「一年後の一〇五円を五％の割引率(通常は貸し倒れの危険の無い国債等の利子率が用いられる)で割り引いた現在価値は一〇〇円である」と表現される。

(4) グローバル・トレーディングにおいては、事業を営む場所の移転が容易であるため、自国からの資本の流失を防ぎ、新たな資本の流入を促すためには、税を軽減しなければならぬとの考えもある。しかしこうした考えは、各国の間での税の値下げ競争につながりかねず、仮に、そうした理由により金融派生商品取引の税の軽減をはかると、今度は金融派生商品取引以外の金融取引とのバランスがとれなくなる。そのため金融取引全体の課税の軽減を計れば、今度は他のサービス業とのバランスがとれなくなるというように徐々に拡大し、ついには製造業も含めた法人税全体の軽減にまで行き着くことになる。

このように考えると金融派生商品取引をはじめとしたグローバル・トレーディングに対処する方法としては、一国による一方的な税の軽減措置でなく、金融取引に係る課税制度の国際的な調和を計ることが必要であると考えられる。(氷見野良三「金融の税優遇競争避けよ」日本経済新聞一九九四年十一月十二日一二版二六面参照)

## 二、スワップ取引の特徴

### (1) スワップ取引の特徴

スワップ取引は、「スワップ契約時点で等価値の二つの異なる資金の流れの交換」を行う取引であるが、その特徴としては、次のものが上げられる。

① スワップ取引を行う場合には、スワップ取引を行う起因になった原債務が存在するのが通常である。スワップ取引を行う者は、原債務を維持したままスワップ契約を結ぶことにより、原債務の債務者として法的な地位を変えることなく、原債務の経済的な内容を変換することになる。

② 現在のわが国の会計慣行では、スワップ取引の想定元本額は貸借対照表に計上されない(オフバランス)。従って、スワップ締結後、金利や為替レートの変動に伴うスワップの価値の増額<sup>(注5)</sup>は、スワップ料の受け払い差額に含まれる形で順次損益として認識される。

③ 支払い・受取りスワップ料は、発生主義により損益計上される。

④ スワップ取引には、銀行等の金融機関がディーラーとして関与するのが通常であるが、この関与の仕方も次第に変わってきている。スワップ取引が開始された当初は、金融機関は取引相手の仲介を行うだけで、スワップ契約は債務を保有している企業の間で直接結ばれた。しかし現在では、金融機関が取引主体として参加する。すなわち、実際は企業Aの債務と企業Bの債務を交換する場合でも、スワップ契約は企業Aと銀行、企業Bと銀行の

間に締結される。これは、銀行が契約主体として企業Aと企業Bの間に入るにより、企業A、Bのいずれか一方の企業が債務不履行を起こした場合には他方の企業が損失を被るリスクを銀行がカバーする。この場合、銀行が企業Aとの間で結んだスワップ契約と企業Bとの間で結んだスワップ契約は契約としては独立しているが、経済的には互いにヘッジしている関係にある。

こうした形態がさらに進むと、銀行が企業A、B、Cとの間で各々結んだスワップ契約全体のポジションを企業L、M、Nとの間で各々結んだスワップ契約全体でヘッジする例も見られる。

⑤ 最近では、LIBOR等の変動金利による受取利子を受取配当に変換する経済的効果をもつ株価指数スワップ(Equity Index Swap)が出現している。

注

(5) 現在価値の考え方については、駒宮史博「スワップと課税」ジュリストNo.一〇七五、一九九五年九月一五日号の(注四)六九pを参照されたい。

### 三、通貨スワップ (Currency Swap) の税務

#### (1) 通貨スワップの基本的仕組み

① 通貨スワップは、異なる通貨による債務(元本及び利息)の交換<sup>(注6)</sup>であり、通常、次の三つのステップにより構成される。すなわち、(イ)スワップ契約時の為替レート(スワップレート)で等価額である異なる通貨の元本額の交換、(ロ)スワップ期間中の利息の支払いの定期的な交換(通常は支払利子と受取利子の差額の受け払い)、(ハ)スワップ期間の満期日における予め合意された為替レート(スワップレート)による元本額の再交換である。

② 通貨スワップは、スワップ契約の時点で、将来における履行金額の総額を契約当事者が合意する割引率で現在

価値に引き直し、等価値であると判断された場合に締結される。従って、スワップ期間中に行われる利息の受け払いは必ずしも同じ日に行われるとは限らない。また交換される利息のスワップレートも交換日における為替レートとは異なっているのが通常である。

(2) 現在のわが国の税務上の取扱い

① わが国の法人税法施行令第一三九条の八第一項は、長期外貨建て債権債務について先物外国為替契約等により円換算額が確定している場合の特例について規定しているが、同条項で言う「先物外国為替取引に係る契約」には、通貨スワップ契約が含まれると解されている。<sup>(注7)</sup>これは、スワップ取引が原債務の法律関係（債権者と債務者の関係）に影響を及ぼすことなく円建ての決済額を確定させる点において、為替の先物予約契約と同様の経済的効果を持つと考えられるからである。その結果、スワップ契約締結時のスワップレートと再交換時のスワップレートの違いから生じる円換算額の差額は、為替予約差額として、スワップ契約期間の各期の損益に期間配分される。

② 通貨スワップを通じて、契約当事者はスワップ締結時点において現在価値が等価である任意のキャッシュ・フローの交換を行うことができる。そのため、スワップ契約に基づくキャッシュ・フローをそのまま損金算入あるいは益金算入として認めたのでは、例えば、スワップ期間中に受け払いされる利子のスワップレートを任意の計算レートとすることにより期間損益の操作を行うことも可能となる等、期間損益の計算が不合理になる場合がある。

そこで、通貨スワップ契約で合意された利子のスワップレート（通貨スワップ契約により授受をする利子に係る本邦通貨の額を当該利子の外国通貨表示の金額で除して計算した金額）が每期一定でない場合には、スワップ

期間中の利子の平均スワップレート（授受をする利子に係る本邦通貨の累計額を当該利子の外国通貨表示の金額の累計額で除して計算したレート）で利子の授受が行われたように換算し直した上で、受取利子の益金算入、支払い利子の損金算入が認められる。

但し、合意された利子のスワップレートが取引銀行との間で為替予約をした場合のレートと同等のものとして認められるときは、スワップレートが各期で違っても合理的なものと認められることから、平均スワップレートへの換算は行わなくてもよい。<sup>(注8)</sup>

### (3) 通貨スワップの税務上の問題

① 通貨スワップは、先物為替予約としての一面を持っていることは事実であるが、先物為替予約との整合性の観点からだけの検討では、任意のキャッシュ・フローの交換としてのスワップについての適切な税務処理方針を確立するには限界がある。

② 例えば、通貨スワップを通じて、契約当事者は任意のスワップレートの設定以外にも、スワップ期間中の利子相当額の受け払いを前倒しで行う、あるいは後半に繰り延べる等により、期間損益を操作することが可能となる。<sup>(注9)</sup>

③ 一般事業者が通貨スワップ市場を利用する主な目的として、次の五つがあると言われている。すなわち、(i) 為替変動のリスク・ヘッジ、(ii) 有利な金利による外貨建資金調達、(iii) 為替リスクを負わない余剰資金の運用、(iv) 金利コストの最小化、(v) 為替管理規制の回避である。

このうち、例えば、リスク・ヘッジを目的とした通貨スワップの場合には、ヘッジ関係にある金融取引と合わせて損益計上するのが経済実態に沿った処理と考えられるが、問題は、こうした通貨スワップの利用目的のよう



な主観的な基準をどの様な形で検証可能な基準とすることができるといふことである。

注

(6) 通貨スワップの定義は必ずしも統一されておらず、広狭様々に使用されている。

(7) 法人税基本通達一三の二一〇一、外国為替管理令第四条第二項第二号

(8) 法人税基本通達一三の二一〇一四

(6) 小宮山賢・『新オフバランス取引』(第二訂)(きんざい、一九九三年)一三二P

四、金利スワップの税務

(1) 金利スワップの基本的仕組み

① 金利スワップは、変動金利建債務を固定金利建債務に変更したり、変動金利建債務を固定金利取引に変更するというように、金利の種類を変更するための取引である。<sup>(注10)</sup> 具体的には、契約成立の時点において現在価値が等価であると判断された固定金利支払いのキャッシュ・フローと変動金利支払いのキャッシュ・フローとを交換する契約である。従って、通貨スワップの場合と異なり、元本額の交換は行わない。

② 金利スワップは、変動金利建債務を保有する企業が将来の金利変動により損失を被るリスクをヘッジする目的ばかりでなく、二つの企業の信用力格差(Quality Spread Differential)を利用して、通常の銀行借入よりも安い利率で資金調達を行う際にも利用される。<sup>(注11)</sup>

③ 現在では、ドル金利については、六ヶ月LIBOR(変動金利)に対する固定金利の金利スワップ相場も利用可能であり、企業は銀行との間で随時スワップ契約を結ぶことができる。

(2) 現在のわが国の税務上の取扱

① 現在のところ、金利スワップについての法令、通達上の規定はない。

② 金利スワップにおけるスワップ料の支払いは金利の支払いとしての性質を有することを考慮すると、原則として発生主義による期間計算で損益計上するのが妥当であると考えられる。ただ、交換日が同一である場合には、<sup>(注12)</sup>継続を条件として実行日を含む事業年度の損益として認識することも認められる。

③ 金利スワップ契約に伴って支払うスワップ手数料については、手数料の性格が受取り金利と支払い金利に差があるため、それを調整するための金利調整金である場合には、金利と同様に期間計算で損益計上すべきと考えられるため、繰延資産としてスワップ期間に対応するように償却する。<sup>(注13)</sup>

### (3) 金利スワップの税務上の問題

① 金利スワップ契約締結時点における正味の現在価値はゼロであるが、その後の変動金利の変更に伴って、スワップはプラスあるいはマイナスの正味価値を持つようになる。<sup>(注14)</sup>従って企業が複数のスワップを有する場合には、損の出ているスワップを売却して損失の実現を図る一方で、益の出ているスワップはそのまま保持して期間計算で損益計上することにより、損の先出をする形の期間損益操作が可能となる。

② 金融機関等が金利スワップを金利先物でヘッジしている場合、金利先物は決済基準により決済時点で一時の損益として計上されるのに対して金利スワップによる損益はスワップ期間に渡って期間計算されることから、期間損益が実態を反映しないことになる。

③ 金利スワップ契約に伴って支払うスワップ手数料には、スワップ契約締結時に支払うアップフロント・フィーとスワップ契約終了時に支払うバックエンド・フィーがあるが、その性格としては、銀行等が行ったスワップのアレンジメント(仲介)に対する手数料の性格をもつものと金利調整の性格を持つものがある。

アレンジメントに対する手数料の性格を持つものについては、手数料の受け払い時に損益計上し、金利調整金

の性格を持つものについては、スワップ期間に渡って期間計算することが妥当であると考えられるが、実際には、両者の性格を明確に区別できない場合も多い。また金利調整金の性格を持つものについてスワップ期間に期間計算する場合、いかなる方法によるべきかについても議論がある。<sup>(注15)</sup>

注

(10) 正確には、金利スワップの中には、C P (コマーシャル・ペーパー) 大企業が機関投資家等に対して割引方式で販売する短期・無担保の約束手形) による借入をL I B O R R による借入に変える場合のように、変動金利建債務と変動金利建債務のスワップ取引 (特に Basis Swap と呼ばれる) も含まれている。しかし多くは、本文中で述べている金利の種類の変更を伴うスワップである。

(11) 駒宮史博・前掲 (注五) 論文七〇 P の (注一一) 参照

(12) 渡辺淑夫監修『金融商品の税務Q & A』(改訂版) (ぎょうせい、一九九四年) 三四七 P

(13) 渡辺淑夫・前掲 (注一一) 三五三 a

(14) 現在価値の考え方については、前掲 (注五) 参照

(15) 期間計算を行う基準として、「Interest Method」「Straight Line Method」が考えられる。Interest Method は利息相当額を内部利率に基づいて各期首の元本残高に対する利子の比率が一定になるように期間配分する方法である。これに対して Straight Line Method は、利息相当額の累計額を求め、これを定額で期間按分する方法である。Straight Line Method は計算が簡便な半面、キャッシュ・フローの時間価値の違いを無視している点において理論的な正確性に欠け、Interest Method は理論的に正確な半面、計算が複雑である難点がある。

### 五、株価指数スワップ (Equity Index Swap) の税務

#### (1) 株価指数スワップの基本的仕組み

① 株価指数スワップは、特定の株価指数を想定元本として、一方が配当相当額と株価指数の値上がり相当分を支払う見返りに、他方が金利相当額と株価指数の値下がり相当分を支払うことを約するスワップ取引である。言い

換えれば、株価指数という架空の株式を保有するポジションと債権を保有するポジションとを交換するスワップ取引である。このスワップにより債権を有している投資家は、保有している債権の経済的な中身を株式に変換することが可能となる。すなわち、投資家は受け取った利子をそのままスワップの相手方に支払う見返りに、相手方から配当を受け取ることができ、また株価が値下がりすれば値下がり分の金額をスワップの相手方に支払う。一方、株価が値下がりした場合には値下がり相当額をスワップの相手方から受け取ることができる。<sup>(注16)</sup>

なお想定元本額は、期末毎に株価指数の変動値を反映するように見直しを行う。

② 株価指数スワップは、金利スワップ等と比べてギャンブル性が強いことから、わが国では現在のところ取引数は限られているようであるが、金融取引規制の緩和に伴い、今後増加すると予想されている。

(2) 現在のわが国の税務上の扱い  
現在のところ、株価指数取引の税務上の取扱いについて定めたものは、まだ無い。

(3) 株価指数スワップの税務上の問題

① 一定の金銭の支払いの性格を決定する際の考え方として、大きく分けて二つのアプローチの仕方がある。<sup>(注17)</sup>一つは、例えば、債務者と債権との支払いであれば利子、会社と株主との間の支払いであれば配当というように、支払人と受取り人の法的関係に基づくアプローチである。<sup>(注18)</sup>この方法によれば、支払額の決定が、事業年度末の利益額の一定割合というように極めて配当に近い定められ方をしている場合でも、会社が株主に支払う場合でなければ、配当とはならないことになる。

これに対して、経済実態をより重視する立場から、支払額の算定方法により支払の性格を決定しようとするアプローチがある。<sup>(注19)</sup>これによれば、上述の株価指数スワップの支払額は、支払額の決定方法に従い分類した上で、

各々配当、利子、譲渡損益として扱われることになる。

この後者のモダン・アプローチと呼ばれる考えに基づく税制の下において、株価指数スワップを実施すると次のようなことが可能となる。すなわち、債権を有する企業は、そのままであれば受取利息を毎期末に益金計上しなければならぬ。ところが、この企業が株式指数スワップを行うと受取利息と同額が「支払い利子の性格を持つ」支払いスワップ料として損金算入される結果、受取り利息に対する課税を免れることが可能となる。そして支払いスワップ料の見返りとして受け取る「配当の性格を持つ」受取りスワップ料は、受取配当益金不算入の制度により益金算入されないことになる。

これでは、「受取り利子の性格をもつ」受取りオプション料（益金算入）を受取り、「配当の性格を持つ」支払いオプション料（損金不算入）を支払うスワップの相手方が税務上不利になることから、こうした取引は成立しないのではないかと考えられるが、相手方が公益法人等のように収益事業以外は課税されない法人である場合には、こうした金融取引が収益事業と認定されない限り、課税上の不利益を被らないことになる。

従って、こうした公益法人等との間で行われる株価指数スワップの課税上の取扱いが問題となる。

② この他にも株価指数スワップの源泉地の問題があるが、稿を改めて検討することとしたい。<sup>(注20)</sup>

注

(16) 債権を保有しているポジションをとっている相手方の損益が、株価指数の変動により影響を受けないようにするため、株価指数が下がった場合はその分補填し、逆に上がった場合はその分受け取る。これにより自らは株価指数の変動から生じる損益を享受することになる、すなわち株式を保有していると同様のポジションを実現することになる。

(17) David Hariton, *The Taxation of Complex Financial Instruments*, Tax, Law Review Vol. 43, 1988, at 763p

(18) Hariton は、従来からの方法が用いられべきだとする意味で「Traditional approach」と呼ぶべきとす。

(19) Hariton は、最近こうしたアプローチがとられるようになったという意味で「Modern Approach」と呼んでいる。

(20) 中里実「デリバティブ取引に伴う国際課税問題—epuity swap を例として—」シヤリスト No. 1075、1995、九、一五、有斐閣、六一—六二p 参照

## 六、米国におけるスワップの税務上の取扱

① 米国におけるスワップの税務の取扱いは、想定元本取引 (Notional principal contracts) の税務上の取扱いに ついて定めた内国歳入法規則一、四四六—三条に規定されている。

② 想定元本取引とは、特定の対価または(契約の期間中)同等の金額を受け取る約束と引き替えに、想定元本に基づいて特定の指標により計算された金額を、特定の期間毎に、一方の当事者から他方の当事者に支払う金融取引である。これには、本支店間取引や支店間取引は含まれない。<sup>(注21)</sup>

③ 想定元本取引による損益は、定期支払い額と不定期支払い額の合計額である。<sup>(注22)</sup> 定期支払い額とは、特定の指標に基づいて、一年以内の間隔で契約期間中に支払われる金額である。定期支払額は、いかなる収益基準を採っているかを問わず、課税年度に日割り計算で期間按分されなければならない。<sup>(注23)</sup>

不定期支払い額は、定期支払い額及び解約料以外の支払い額である。一般的に不定期支払額は、経済的な実質を反映するように契約期間内の各課税年度に配分されなければならない。<sup>(注24)</sup>

④ 不定期支払い額は、原則として、先物レートとの差額を調整したものである。各年の先物レートによる支払いの場合との差額の割合に応じて期間配分される。<sup>(注25)</sup>

代替的方法としては、(一)契約締結時の一時支払い額は、差額として契約期間に渡って每期支払うべき均等額の現在価値を反映したものとみなして各年度に期間配分する。

(ii) 契約締結時の一時支払い以外の不定期支払いは、契約締結時に支払うべき一時支払いを借入によって行ったものとみなし、当該不定期支払いはその借入金を返済したものと取り扱ふ。その結果、毎期の損益計算は、契約締結時に支払われたとみなされる一時支払い金の期間配分相当額と借入金の支払い利子相当額の損益計上を合計したものである。<sup>(注29)</sup>

(iii) 不定期支払い額が多額に及んでいる場合には、当該支払い額を借入金とみなして、その金額をスワップの契約期間に渡って均等額返済を行うと同時に、受け取った返済額は直ちにスワップの支払いにあてられたものとみなして損益計算を行う。従って、毎期の損益計算は借入金の利子相当額の損益計上と均等額分を加えたスワップ料の損益計上を合算したものである。<sup>(注27)</sup>

⑤ 想定元本取引の解約料 (Termination payments) は、当該取引がヘッジ会計の対象等になっていた場合を除き、解約、譲渡、交換された課税年度の損益として認識される。<sup>(注28)</sup> 解約料に代えて支払われたり、受け取られたりした経済的利益は、すべて解約料とみなす<sup>(注29)</sup> (実質主義)。

⑥ 証券ディーラーが保有する証券 (通貨・金利スワップを含む) は、原則として時価評価を行う。但し、(イ) 投資目的の証券、(ロ) 通常の業務の一部として保有している販売を目的としない手形や債券等、(ハ) 時価評価の対象となっていない証券又は証券以外の損益ポジションとヘッジ関係にある証券は、時価評価対象とはしない。<sup>(注30)</sup>

時価評価の対象としない証券の場合には、当該証券の取得日に、上記、(イ)、(ロ)、(ハ)のうち、どの事由に該当するかを記録しておかなければならない。<sup>(注31)</sup>

ディーラーに保有されているスワップ取引が(イ)の投資目的の証券となることはない。<sup>(注32)</sup>

注

- (21) 米国内国歳入法規則一、四四六―三 (c) (i) (i)
- (22) 米国内国歳入法規則一、四四六―三 (d)
- (23) 米国内国歳入法規則一、四四六―三 (e) (i) 及び (ii)
- (24) 米国内国歳入法規則一、四四六―三 (f) (i) 及び (ii)
- (25) 米国内国歳入法規則一、四四六―三 (f) (ii) (ii)
- (26) 米国内国歳入法規則一、四四六―三 (f) (iii) (A) 及び (B)
- (27) 米国内国歳入法規則一、四四六―三 (g) (四)
- (28) 米国内国歳入法規則一、四四六―三 (h) (ii)
- (29) 実質主義は、“substance over form” という言葉で表現されている。米国内国歳入法規則一、四四六―三 (h) (四) (ii)
- (30) 米国内国歳入法四七五条 (a) 及び (b)
- (31) 米国内国歳入法四七五条 (b) (ii)
- (32) 米国内国歳入法四七五条 (b) (四)

## 七、検討

### (1) 通貨スワップ

① 通貨スワップは、先物為替予約と同様に将来の為替レートを予め固定する機能を持つ。従って、スワップ契約に基づいて行われる定期的なキャッシュ・フローのスワップレートが先物為替予約レートを反映したものとなっている場合には、合理的なものとして先物為替予約の税務処理に準じた取扱いが、経済実態に即した処理と言える。

しかしながら、現実には定期的なキャッシュ・フローのスワップレートが先物為替レートと一致している場合



は希なことから、現金の受け払いが行われた時点で損益を認識・測定するのでは、経済実態にそぐわないのみならず、期間損益操作の可能性も生じることから、適切な損益の計上方法を特定することが必要となる。

② 現行の基本通達による取扱いのように、スワップ期間中のスワップレートが一定であるように期間計算することを求めることは、利子の支払いと受取りの時期をずらすことによる期間損益操作を防ぐ効果はあるものの、各期の利子の受け払い額が一定でない場合に期間損益計算が不合理なものとなることを防ぐことはできないと考えられる。

③ いかなる形のキャッシュ・フローにも対応できるようにするため、通貨スワップのキャッシュ・フローを構成する元本相当部分と利子相当部分を区分した上で、利子相当部分の各期の計上額が各期首に残っている元本額と比較して適切な利率となるよう実際の支払額を修正した上で損益計上を認めるとする考えがある。

基本的には、米国もこの考えに基づいており、具体的には、キャッシュ・フロー全体の内部利益率（IRR）を計算し、前期末の元本残高に内部利益率を乗ずることによって各課税年度の支払額のうち支払相当額を求める会計処理方法である（Interest Method と呼ばれる）。この場合、支払額から支払利子相当額を控除した金額が元本の償還額分にあたり、期首の元本残高から元本償還分を差し引いた額が翌期首元本残高になる。<sup>(注33)</sup>この方法は、時間価値を考慮している点では理論的であるが、複雑な計算が必要なことから、銀行等の金融機関はともかく、一般の事業法人にもこの様な計算が要求できるかについては、さらなる検討が必要となる。

そこで簡便法として、キャッシュ・フロー全体の中の利子相当部分をスワップ期間中の各年度に均等に割り振る方法がある（straight line method と呼ばれる）。この方法は、計算が簡便である反面、時間価値を考慮していない点で理論的ではない。

そこで、金融機関については interest method による処理を、一般事業法人については straight line method による処理を求めることが一つの選択肢として考えられる。

④ 通貨スワップが為替先物取引等とヘッジ関係にある場合には、わが国も米国のようにヘッジ会計による<sup>注24</sup>処理を認めるべきではないかとの議論がある。経済実態に即した処理という点では、ヘッジ会計が優れていることに異論はないと考えられる。

問題は、数多くある取引の内からヘッジ関係にある取引をどの様にして客観的に特定し得るかということである。取引当事者が主観的にヘッジ目的であると考えたというメルクマールだけでは検証可能性に乏しく、恣意的な会計処理となる恐れが大きい。

この点、米国のように、取引が行われた当日中にヘッジ目的であることを帳簿記録にとどめ、いわば別管理することを条件にヘッジ会計処理を認めることが妥当であると考えられる。

⑤ 為替レートの変更に伴うスワップの正味現在価値の増減を適正に認識するため、時価評価 (Mark to market) による評価損益の計上を認めてはどうかとの議論がある。企業がスワップを含む金融派生商品について採算を考える際には、時価評価に拠っているのが通常であるし、期間損益操作を排除する効果も大きい。

しかしながら、時価評価を採用するにあたっては、現行の取得原価主義や実現主義との整合性が問題となる。評価損の計上については、これまでも低価法が認められていることから問題はないが、評価益の計上については未実現利益に対する課税となる結果、極端な場合には借金をして納税しなければならない事態も起こり得ることになる。

ただし、現行制度上においても評価益の計上はまったく例がないわけではなく、短期の外貨建て債権債務は、

期末時点で期末の為替レートにより評価換えされる結果、評価益としての為替差益が計上される。しかし、この取扱いは、一年以内に決済される場合、すなわち評価益がそのまま実現する蓋然性が高い債権債務に限られており、この例をもって評価益がそのまま実現する蓋然性が必ずしも高くない金融派生商品一般に時価評価を適用する根拠とするには適当でないと考えられる。

また時価評価を行う場合には、評価がどこまで適正に行えるかについても検討する必要がある。スワップについていえば、現在価値の算出にあたって用いられた割引率が適正なものであるか否かについて検証できることが必要となろう。<sup>(注35)</sup>

こうしたことから、時価評価の採用には慎重であるべきと考えるが、その一方で、国際的な税制の調和の観点から時価主義の導入が不可欠とも考えられる。すなわち今日のように地球規模で金融取引が二十四時間行われている現状にあって、各国の損益計上基準が区々であると、企業は帳簿管理等の面で過大な負担を負うのみならず、そうした損益計上基準の国際的な相違を利用した租税回避行為が行われる可能性も否定できない。現在、時価評価を折り込んだ国際会計基準の検討が進められているが、これが正式に採択された場合には、わが国としてもどの程度までその考えを取り入れるかの選択を迫られ、その結果によって税務処理も影響を受けることになる。<sup>(注36)</sup>

そこで仮に、時価評価を導入する場合の現実的な選択肢<sup>(注36)</sup>としては、次のものが考えられる。(イ)国際間の取引についての時価評価を認める。(ロ)銀行、証券会社等の金融機関、商社等についてのみ時価評価を認める。(ハ)市場性のある商品のように評価が客観的にできるものについてのみ時価評価を認める。(ニ)満期まで保有する目的のもの<sup>(注37)</sup>とヘッジ目的のものを除いて、時価評価を認める。

上記の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)をすべて満たすか、あるいは(ロ)、(ハ)、(ニ)をすべて満たす場合に限り時価評価を認めるのが、これまでの実現主義との調和を図る上で混乱が少なくと考えられるが、金融商品及び金融派生商品が合成されて一つのポジションを形成する取引が今後益々増加することが予想されることから、国際的な企業会計の動向も踏まえて今後さらに検討する必要がある。

## (2) 金利スワップ

① 金利スワップの税務上の問題で指摘した損の先出をすることによる期間損益操作の可能性については、時価評価を義務付けることにより対処できると考えられるが、時価評価を採用する際の問題については、上記(1)⑤時価評価の採用の適否で述べた通りである。

② 金利スワップがヘッジ取引の一環を成している場合の取扱いについては、ヘッジ会計を導入することにより対応できると考えられるが、ヘッジ目的であることを客観的に識別できるようにするため、取引日においてその旨帳簿に記載し、他の取引とは別管理することを条件とすべきと考えていることは、上記(1)④で述べた通りである。

③ 金利スワップ固有の問題として、金利スワップ契約に伴って支払われるスワップ手数料の問題がある。当該手数料がアレレンジメントの性格を持つものか金利調整金の性格を打つものかについては、契約上の記載内容でなく、手数料の果たしている経済実態に即して決定すべきである。具体的には手数料の金額の算定根拠の検証により明らかとなると考えられる。

手数料の性格が金利調整金である場合、当該手数料を受け払い時の一時の損益として計上することは適当でないことから、どのように各期に期間配分するかが問題となる。

米国では、この手数料を不定期支払いに属するものとして、内部利子率を用いることにより、当該手数料が借入金であったと仮定した場合に適用される残債方式により計算した結果に従い損益計上することを求めている。<sup>(注39)</sup> なおこの方法では計算が複雑な為、わが国においては、スワップ期間に均等に割り振る方法も理論的ではないが簡便法として認められる余地があると解せられる。<sup>(注40)</sup>

いずれにせよ、金利調整金としての手数料の支払いがあつた場合に、これを一時の損益として計上することは妥当でなく、上記のいずれかの方法により処理すべきであると考えられる。

### (3) 株価指数スワップの検討

① わが国の税務処理において、前述した二つのアプローチのうちいずれにより支払いの性格を決定するかについては、わが国の法人税法上明確な規定はなく、税務執行上もどちらと特定することは困難である。ただ、仮に現行法制の下において株価指数スワップが行われた場合、たとえ支払スワップ料の一部が配当額相当と定められていたとしても、会社と株主の間で行われる取引でない以上、これを配当として税務上取り扱うことは困難であると考えられる。その意味では、伝統的なアプローチにより近いと言える。

② こうした伝統的なアプローチの下では、例えば株式を保有している株主が第三者との間で株式指数スワップを結んだ場合、現物の株式に基づいて受け取る配当は受取配当益金不算入となるのに対して、スワップによる配当相当の支払いスワップ料は損金算入されることになる。また株式が値上がりした場合、値上がり益は当該現物の株式を処分するまでは潜在的な利益として課税されない一方、スワップの相手方に支払う値上り分相当の支払いスワップ料は先に損金算入されることになり、結果的に税の繰り延べが可能となる。こうした租税回避行為を防ぐために、早晚、モダンアプローチ的な要素を税制上取り入れざるを得なくなると考えられる。

③ しかしながら、モダンアプローチを取り入れると今度は、株価指数スワップに係る五(3)で述べたような問題が生じることになる。この問題は金融取引に係る税制が進んでいる米国で現実のものとなっているが、わが国がそこに至るまでには、未だ幾つかのステップがある。

注

(33) 会計制度委員会は、スワップ債務の総額(将来の円貨元利支払額の総額)から元本相当額(原債務の外貨建て元本にスワップ契約時の直物為替相場を乗じた金額)を控除した残額をスワップ債務の利息総額とした上で、各期間の利息は、当該利息計算期間の期首における元本残高に対する割合(利率)が年率で一定となるように配分することを義務づけることを提案している。「会計制度委員会研究報告第三号 通貨スワップの会計処理」JICPA NEWS No. 381(日本公認会計士協会、一九八七) 九六p

(34) ヘッジ会計を採った場合には、ヘッジしている取引の損益の認識は、ヘッジ対象となっている取引の損益の認識に合わせて行うこととなる。

(35) この点、米国では、非関連者間の契約に用いられた割引率は適正なものともみなして時間価値を計算している。しかしながら、当該割引率を客観的に検証する手段がないと、契約当事者以外の者が知らない特別の事情によって割引率が定められていた場合にも、それを外部の者がチェックすることはできないことになる。

(36) 国際会計基準公開草案E四八は、長期保有目的の資産、ヘッジ目的の資産を除くすべての金融商品の時価評価を求めている。

この他にも米国の税法学者の中には、譲渡所得を実現主義によらず発生主義により認識するため、金融商品に限らず安価な資産を除くすべての資産を期末時点で時価評価することを提唱する者(David J. Shakow, Taxation without realtion: A proposal for accrual taxation, 134 University of Pennsylvania Law Review, 1111)がある。

(37) このうち、米国は基本的に(1)と(2)を採用していると考えられる。

(38) 本来であれば、LIBORに対して一〇%の固定金利を払わなければ等価のスワップと言えないところ、八%の固定金利を支払いで済ませる代わりに契約締結時に差額二%をスワップ期間に渡って払ったとした場合の累計額の現在価値相当額をアッ

プフロントファイアとして契約締結時に支払う等。

(39) interest method に同じ。

(40) straight line method に同じ。

八、終りに

① 金融派生商品取引の出現は、それ自体は金融取引に伴うリスクを回避する手段としての合理性をもつ一方で、Tax Planning とそれを防止するための税制上の対応措置とのいたちごっこにおいて、Tax Planning 側に強力なエンジンを与える結果になっている。従って、課税の公平を計る見地から、これに対抗するためには、税制上もかなり思い切った措置を採ることが必要になっている。具体的には、時価主義の採用や経費の性格付けをどの様な基準により行うか、ヘッジ会計を認めるか否か等についての検討が急務となっている。

② こうしたスワップを始めとした金融派生商品の税務上の扱いを検討するに当たっては、理論面のみならず執行面からの検討も不可欠であると考えられる。すなわち、取引の開始時においては当事者間の合意のみで具体的な資金のやり取りはなく、コンピューター等を駆使して運用・管理される金融取引は、損益計上が適正に行われているか否かを外部の人間が検証することが不可能な多くのブラックボックスを生む結果となるからである。従って、理論的妥当性と企業の事務処理能力、税務執行面における検証可能性のバランスをどの様にとるかが今後益々重要になると考えられる。